

平成26年度

## 市民税・県民税の申告について

平成26年1月1日現在、坂東市に住所のあるかたは収入の有無にかかわらず、市民税・県民税申告書を提出しなければなりません。次の事項を参照のうえ、平成25年中の所得等についての申告をお願いします。

### 申告書の提出期限は

**3月17日(月)です**

申告期限が近くなると  
会場が混雑しますので  
お早めに申告してください。

次に該当するかたは

市民税・県民税の

◆申告の必要はありません

◆所得税の確定申告書を提出するかた

◆給与所得または公的年金所得のみのかた(支払者が支払報告書を市役所に提出しているかた)。ただし、他の所得がある場合や所得控除の追加、変更がある場合は申告が必要になります。

※所得税の確定申告は不要でも、市民税・県民税の申告

◆申告書及び印かん  
申告相談の時に  
お持ちいただぐもの

◆申告相談会場に持参

◆課税課あてに郵送  
〒306-0692

坂東市岩井4365番地  
坂東市役所課税課市民税係  
※申告書は課税課岩井仮設  
庁舎)、窓口センター(猿島  
庁舎)及び申告相談会場に  
あります。

市民税・県民税

申告書の提出方法

（公的年金の収入額が400万円以下であり、他の所得金額が20万円以下の場合など）

が必要な場合があります。

- ◆収入及び所得の分かるものは、「平成25年分の源泉徴収票」（給与所得の源泉徴収票が発行されない場合は、事業主からの給与支払証明書または給与明細書）
- ◆給与所得以外のかたは、収入金額・必要経費の算定基礎となるもの
- ◆営業等・農業・不動産所得のあるかたは、「収支内訳書」を必ず記入してご持参ください。
- ◆所得控除の分かるもの
  - 国民年金保険料、生命保険料、地震保険料の控除證明書
  - 障害者手帳等、その他所得控除の分かる証明書等
  - 医療費の領収書と保険金などで補てんされる金額の分かるもの
  - ※医療費控除を受けるかたは、事前に領収書をもとに「医療費の明細書」へ医療を受けた人ごとの病院・薬局別に支払った医療費等を記入してご持参ください。

### 申告相談会場のご案内

会 場	受付日	受付時間
猿島庁舎 2階第1会議室 ☎0297(44)3022 ☎0280(88)1615 (申告期間専用)	2月10日(月) ～17日(月) (土・日・祝日を除く)	午前9時～11時 午後1時～4時 受付順の個別相談となります。
岩井公民館 2階会議室 ☎0297(35)8222 (申告期間専用)	2月18日(火) ～3月17日(月) (土・日を除く)	

※地区にかかわらず、猿島庁舎と岩井公民館のどちらでも申告することができます。

#### ■お問合せ

課税課市民税係 岩井仮設庁舎 内線 1754・1756

※申告相談期間中(2月10日～3月17日)は各申告相談会場にお問合せください。

### 確定申告等を されるかたへ

たは、古河税務署に提出(郵送可)するか電子申告をご利用ください。

申告相談会場では、簡易な所得税の確定申告のみを受け付けています。震災による雑損控除や株等の配当・譲渡所得・青色申告・消費税などの申告があるか

■お問合せ  
古河税務署  
〒306-18686  
古河市北町5番2号  
☎0280(32)4161